

平成25年12月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月4日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	15番 末吉定夫君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 1人

14番 黒川民雄君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 西川一男君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 屋代浩君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成25年12月4日（水） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は16人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

〔12番 寺尾重雄君入席〕

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、磯野典正議員の登壇を許します。磯野典正議員。

〔1番 磯野典正君登壇〕

○1番（磯野典正君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成25年12月定例議会の一般質問の先頭バッターを務めさせていただきます、会派、新創かつらの磯野典正です。よろしくお願いいたします。

今回も、昨年に引き続きまして、小中学校の教育環境についての質問をさせていただきます。全国的に都市部以外では、小中学校の統廃合の問題や廃校舎の利活用などといったことが問題視されております。先日、教育民生常任委員会では、栃木県茂木町と同県塩谷町の行政視察をさせていただきました。両町とも廃校舎を活用し、宿泊施設、体験型教室、学生のゼミや研修に活用されておりました。当市においても、今以上に生徒が減少することは避けることができません。当市でも、皆様もご存じのとおり、これまでに又新小学校、新戸小学校、名木小学校、荒川小学校、行川小学校が過去に統廃合となり、現在の小学校7校、中学校3校に至っております。行政、教育委員会の方々にスピード感のある働きをお願いしたく、今回も教育環境について質問させていただきます。

今現在の各小学校の全校生徒は、上野小学校で62名、興津小学校で76名、清海小学校では57名、勝浦小学校で302名、郁文小学校は43名、豊浜小学校が45名、総野小学校が75名です。また、市内の3中学校では、北中学校が103名、興津中学校が73名、勝浦中学校においては229名となっております。

早速ですが、質問をさせていただきます。小中学校の生徒数の減少に伴って、適正規模・適正配置等について、庁内検討委員会が昨年度より行われていると聞いております。昨年度開かれた庁内検討委員会が平成24年12月議会以降、何回開催され、どのような内容で話し合われてきたのか、お聞かせください。

また、昨年12月議会で前課長の答弁では、年次計画の中で保護者や地域住民の方々との意見交換を実施する具体的な案を盛り込むとおっしゃっていましたが、本年度のこれまでの会議

や意見交換の内容をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 教育長から答弁を求めます。藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴男君） ただいまの磯野議員の一般質問に対しお答えします。

教育環境についての1点目。昨年12月以降に開催した小中学校等の適正規模・適正配置庁内検討委員会の回数とその内容についてであります。昨年の12月以降、2回の庁内検討委員会を開催いたしました。

まず、今年の1月18日に第2回目の検討委員会を開催いたしました。そこで話し合われた内容は、今後の年次計画についてであります。具体的な内容といたしましては、平成25年度にアンケート調査、意見交換の実施、学校統合に関する検討委員会設置要綱（案）の策定、平成26年度に検討委員会設置、再編計画（案）の策定、地元説明会の実施、そして平成27年度に再編計画の公表及び地元説明会を実施するという計画案が出されました。

次に、今年の8月22日に第3回目の検討委員会を開催いたしました。そこで話し合われた内容は、小中学校で実施したアンケート結果の内容、各小中学校の児童・生徒数の推移、及び今後の小中学校再編計画についてであります。

2点目のこれまでに行われた意見交換や会議の内容についてであります。10月23日午後7時から串浜区民会館において松部区・串浜区役員、郁文小PTA役員代表、保育所保護者代表の合計11名の方々と意見交換を実施いたしました。

また、10月24日午後7時から鶴原青年館において守谷区・鶴原区・吉尾区役員、清海小PTA役員代表、保育所保護者代表の合計14名の方々と意見交換を実施いたしました。

意見交換の内容は、教育委員会から7月に実施したアンケート結果の報告と、今後の児童数の推移の説明を行いました。その後、これからの子どもたちにとって、魅力ある学校づくりをするため、どのようにしていったらよいか、代表の方々からのご意見を伺いました。

以上で、磯野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ご答弁ありがとうございます。庁内検討委員会が、その後2回行われていると。そして、地域の方々のご意見をいただく意見交換会を実施されたということでございます。年次計画等も庁内検討委員会の中では27年度までの意見がされてきているというところで、この保護者の方々と意見交換をされたということでございますけども、その内容を、できましたらもっと詳しく教えていただけると助かります。お願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。意見交換のときに出た内容についてであります。まず意見交換につきましては、こちらから7月にアンケートを実施いたしました。そのアンケート結果を報告したわけでございますが、このアンケートにつきましては、保護者、学校の職員を対象に小規模校のデメリット、またはメリットはどういうところかということで、アンケートを実施させていただきました。そのアンケート結果をもとに、いろんなご意見をいただいたわけですが、保護者代表、また地域の代表の方から出ていたご意見ですが、学区としましては郁文小学区、清海小学区、2つの学区で意見交換を行いまして、郁文小の学区の意見交換の

内容であります。現在複式学級、実際に郁文小学校は実施しております。複式学級を実施しているけれども、心配なことはありませんという保護者からのご意見もございましたし、また、あえて少人数の学校に通わせておりますというふうな保護者からのご意見もございました。その反面、少人数での教育は、教育の差別につながるのではないかという地域の代表の方からご意見がありました。また、保護者代表の方からは、授業を参観して、クラス5人での学習は非常にかわいそうに思えた、そんなご意見もございました。

また、清海小学区のほうでの意見交換につきましては、今後複式になるということが児童の推移から避けられない状況だというお話を説明させていただいたんですが、その後、代表の方からは、複式学級なんて何の心配も持っておりません、この学校は地域密着ですばらしい学校で、ぜひなくさないでほしい、そんなご意見もございました。しかし、ほかの参加した代表の方からは、ある程度の規模での学校教育をしてもらいたいというご意見もございました。また、大きい学校を希望する場合、例えば学区外の大きい学校に行くようなことができるのですか、そんなご質問等もございました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。やはり意見交換ですから、お互いのいろんな意見が出てきて、賛否両論あっていいかと思います。そういった中である程度の規模というところですね、県なり国からの方針となっている学校の適正規模というものに関して、どのくらいの数字なのかというのを改めてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。国が定めている学校規模の基準というものがございまして、小中学校ともに12学級以上、18学級以下を標準とするというふうな基準が定められております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。今単純に考えても、勝浦市内の学校の中で、国が定める適正学級数に関しては、数からしたらかなり以下のわけですね、どこの学校に関してもそういう形になると思うのですけども、先ほども意見でありましたけど、複式学級で何の心配もないというご意見もあったり、教育の差別になるのではというような意見があったりとか、いろいろ考えられる中で、国は12学級から18学級ですけど、県のほうの意見というか、県のほうからの弾力的な運用ということで言われている数字というのは、これとはまたちょっと違うのかと思うのですけど、それについてお聞かせいただけますか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。いわゆる1クラスの学級の児童・生徒数の人数ということでお答えさせていただきます。標準学級におきましては、国の標準学級というのがございまして、小学校1年生は35人を標準とする。小学校2年生以上、2年生から6年生、また中学1年生から3年生は40人を標準とするという基準がございます。これは国の標準学級というものでございまして、さらに県のほうでは、今議員がおっしゃるように、弾力的運用という学級編成がございます。もう少し少人数でも授業ができるようにという配慮で、小学校2年生につきましては、標準は40人なんですけど、35人を超えた場合、つまり36人、37人、38人、39人、40人となった場合は、2クラスで実施してもいいですよ、つまり35人を超えた場合、2クラス

にしてもよろしい。それから、小学校3年生以上につきましては、一般的に38人弾力という言葉を使わせていただいておりますが、38人を超えた場合、つまり39人、40人という人数の場合には、2クラスで実施してもよろしいですよという弾力的運用がございます。

さらに中学生におきまして同じように、中学1年生につきましては、35人を超えた場合、2クラスにしてもよろしい。中学2年生、3年生につきましては、38人を超えた場合、2クラスで実施してよろしいですよという国の学級編成基準よりも少し緩やかになっている、そういう弾力的運用というのがございまして、それに該当する場合には、それで実施させていただいております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。今伺った中で郁文小学校区と清海小学校区のお話が出てきましたというか、この2つの地域の意見交換をされているということでございますが、数字からいきますと、豊浜学区のところの生徒の数から言ったら同じような形ではないのかなと思われるのですが、なぜこの地域に関しては意見交換がされていないのかというところをお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。豊浜小学校に関して意見交換等を行っていないという、その理由につきましてですが、確かにこれにつきましては意見交換の場でも、どうして豊浜小学校におきまして同じようなことを実施していないんですか、豊浜小学校も人数少ないですよという地域からのご意見がございました。豊浜小学校は今言われたように、確かに児童数が四十数名という非常に少ない人数で、実際に複式学級も実施されております。ですが、この12月より放課後ルームが設置され、運用が開始になりました。豊浜小学校は現在多くの学区内の児童が区域外通学をしております。その理由の多くが、学童保育がないから、それで仕事の都合上、学童保育のある学校へ通学させざるを得ないという状況だと。放課後ルームがこの12月から設置になりましたので、この放課後ルームの設置により区域外就学の児童数が減少していくと考えております。ですので、豊浜小学校の今後の児童数の増加が見込まれるということを考えており、このような状況でありますので、豊浜小学校におきましては、今後の児童数の推移を見ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。学区外通学の方が多かったというのは、前回の一般質問のときにも確認をさせていただいております。今現在、学区外に通われている生徒というのはどのくらいいらっしゃるのか、教えてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。豊浜小学校区から他の学校へ通学している区域外就学の児童数でございますが、前の議会のときにもご質問があったんですが、そのときに38名という数をお答えさせていただきましたが、その後、もう一度詳しく拾い直しというか、もう一回調査をしましたところ、現在、豊浜小学校区から勝浦小学校へ43名の区域外就学者がおります。また、豊浜小学校区から郁文小学校区へ2名の区域外就学者がおります。以上でござい

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。そうしますと、その子たちを足すと、市内で2番目に大きい小学校になるのが豊浜小学校なのかと思うんですけども、それが学童保育があることによって、今後その推移が変わってきてというようなところをこれから見ていくということではご理解いたしました。しかしながら、やはり児童数、生徒数は間違いなく減っていると思いますので、できる限り早い段階で意見交換をする場所をつくっていただければと思います。

先ほど1回目の質問のときにお話しさせていただきましたが、以前に統廃合をしている名木小学校、荒川小学校、行川小学校と近々ではこの3つの学校が統廃合されておりますけれども、そのときの最終児童数、生徒数は何名ぐらいだったから統廃合したのかという数字を教えてくださいませんか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。過去に統合された学校の最終年度の児童数でございますが、一番新しい統合、行川小学校が20年度末に興津小学校へ統合されましたが、そのときの児童数36名、名木小学校と荒川小学校が上野小学校と統合いたしました、最終年度、17年度末の児童数でございますが、名木小学校が40名、荒川小学校が28名、新戸小学校の統合もございまして、新戸小学校が平成15年度末をもって勝浦小学校と統合されましたが、そのときの新戸小学校の最終年度児童数、33名となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。新戸小学校も含めて約5年間の間に4つの小学校が統廃合されているような環境でございますし、生徒数からしたら、今の生徒数とそんなに変わらない状況になっているのは数字の中でもあらわれていると思うんですけども、できるだけ意見交換、地域の方々との話し合いを、早い段階で進めていただければと思います。

今の段階ではいろいろお話を聞かせていただいて、小学校のお話を確認させていただいておりますが、中学校についても私は同様ではないのかなと感じます。どちらかと言えば、今現状の数字、北中学校103人、興津中学校が73人、勝浦中学校が229人と、3校合わせても405人というような生徒数になっておりますが、遅いぐらいの環境ではないのかなという個人的な意見ですけども、400人ぐらいの中学校が1つにまとまっていても、多分、過去の勝浦中学校にしても興津中学校にしても北中学校にしても、そのくらいの時期というのがあったと思うのです。ですので、この辺について、中学校の件に関してはどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答えいたします。小学校も含めまして、中学校におきましても、子どもたちが多様な考えに触れ合ったり、認め合ったり、協力し合ったり、切磋琢磨する。そういうことを通じて子どもたちの資質、能力を伸ばしやすいというふうに考えております。そういった意味におきましても、教育効果を高めるためには、ある程度の学校規模が必要ではないかというふうに考えております。7月にアンケートを実施したそのアンケートの中におきましても保護者のほうから特に中学校クラス替えがないとか、部活動が選べないとか、子どもたちにとってデメリットが大きいというふうなご意見も結構ございました。ということで、中学校におきましても、やはり早急に学校規模等、検討していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。今答弁いただきました、単学級のクラスというのも北中学校、興津中学校に関してはあると思います。本当に今のまま行くと、先ほどアンケートであったように、部活動も選べない、これは前回も前々回もお話しさせていただきましたけれども、今回、興津中学校の野球部に関しては、3年生が部活動を引退して、2名になっているというような環境であります。これは個人的な話で申しわけないんですけど、毎週木曜日に野球塾というところで中学生たちに指導しているわけですけど、その中に興津中学校の生徒もいらっしゃる。彼らにとっては2人でしか野球の練習ができないというような中で、どうやってやっていいのかもわからないし、非常にかわいそうな環境だなというのを強く感じております。ですので、そういった部分を考えると、中学校も小学校同様、同じように地域の方々の意見をどんどん聞いていただいて、私は一つでいいんじゃないのかと感じる部分でございます。実際、先ほどもお話ししましたが、400人の学校であれば、1学年130人程度で3クラスか4クラスになると思うのですが、クラス替えができて、部活動に関しても文科系であったり、スポーツ系であったり、自分のやりたい、今後続けていきたいと思うようなものを見つけることもできるのではないかと思いますし、実際、今ここまで来る数字の前に、本来であれば、もっと早い段階でこういった意見交換等をしておかなければいけない環境であったのではないかなと、私は非常に強く思うのですが、きっとこの意見交換会を進めていったりとか、いつの時期に統廃合というところを目指していったらと考えたときに、それには時間がかかってくると思うのです。来年にできるか、そんな簡単な問題でもないですし、3年から5年とかという月日がかかってくると思うのですが、そういった中で日数的に二、三年もかかって答えが出るようなものでありますので、早い段階での話を進めていっていただきたいと、強くお願いしたいと思います。

1点、仙台市の教育委員会の中に学校規模適正化推進室というのを設けている。これは記事としてあるんですけど、統廃合ニュースというホームページの中でうたっています。今こういう準備をしていますというのが市民の方々にわかりやすく説明をされています。そういった中で、こういった準備委員会が立ち上がりました、2回目の意見交換会はこの形でやりましたというのと同時に、跡地の施設をどう活用していこうかという委員会が別に立ち上がったりとか、いろんな委員会を教育委員会の中の推進室の中で立ち上げております。それが複合して、短期の間に、2年から3年の中の計画で進めておりました。こういった情報がどういう流れで今進んでいっています、統廃合の問題にしてもそうですし、いろんな問題を抱える中で今どういう進捗状況であるんだというのが、ホームページなり情報として市民の皆さんたちに公開をしていっていただきたいと強く願うところでございますが、そこで教育長にお伺いしたいんですけども、統廃合に向けたという言い方だとかおかしな話になってしまうのですが、学校規模の適正化推進室というような同じような形の、そこで考える場所を設けてみたらどうかと私は思うのですが、教育長はどう感じるか、お話しいただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。磯野議員、今お話がありました仙台市の内容につきまして、私も先日見たんですが、大変わかりやすいいい方法だなと思いました。本市におきましては、そういうことを今までしないで、中で庁内検討委員会というような形で進めてまいりま

した。ですから、一般には知られていないのではないかと思います。今後、その点については検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。前向きに検討していただいて、速やかにいろいろと進めていただきたいと思いますと思いますが、何度も申しますように、クラス替えができないというような状況というのは非常に厳しい状況であるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、教育長のほうから着地点というか、教育長の考える今後のスケジュールの中で、もしお答えしていただけるのであれば、何年後にはここまで持っていきたいというようなお話がいただけるのであれば、小学校についてもそうですし、中学校についてもそうですが、お答えいただけるといいのですが、お願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。先ほどから議員おっしゃるとおり、児童・生徒数減っておりまして、私、現場にいたころ、40人とか50人ぐらいの学校も経験しましたが、それぐらいですと、統合しなくてもいいかなという感じもあるんですね。先ほど統合した人数を発表しましたが、郁文小と清海小につきましては、28年度から36人前後になるわけです。31人ぐらいになるとときもありますが、そうなりますと、いろんなところで支障が出てくるわけです。部活動にしてもそうですし、クラブ活動とか、学校行事も含めてですが、そうなる前に統合する必要があるんじゃないか、私はそう思っております。ですから、できれば早いほどいいわけですが、去年から検討したばかりですので、私の考えですと、一番少なくなる28年度に郁文小学校と勝浦小学校、それから清海小学校と興津小学校の統合を考えております。

あと、中学校のほうですが、これも議員と同じような考えになりますけれども、今400人ぐらいいるんですが、これが29年度になりますと100人ぐらい減ってしまうわけです。そうすると三百二、三十人、市内の規模になるわけで、これを2校にする必要はないと私は考えております。やはり1校でいいんじゃないか。ですから、中学校につきましては、これから設置委員会を来年度設けまして、いろいろ討議しながら進めていきたいなと思っております。1校になりますから、地域を挙げての学校、そんな学校にしたいなと思っております。

今、文部科学省のほうでも推進しておりますが、コミュニティスクールのようなものを今考えております。詳しいことはまだわからないところもありますけれども、これからそういう方のお話を聞きながら、地域挙げて、皆さんで子どもたちを育てていくというような形で進めていきたいなと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。磯野典正議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。計画をできるだけ早目に進めていただいて、今の現状を考えつつ、地域の方々の意見というのも尊重すべきだと思いますし、でも、その中でもちろん郷土というか、地域にとっては学校というものは今までの歴史とかそういったものがありますので、難しい部分も多々あると思いますし、いろんな意見が出てくると思うのですが、あくまでもこれはこれからの子どもたちのためのものでありますので、ぜひいい方向に進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩瀬義信君） これをもって磯野典正議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、吉野修文議員の登壇を許します。吉野修文議員。

〔10番 吉野修文君登壇〕

○10番（吉野修文君） 新世会の吉野です。議長のお許しを得ましたので、通告した2点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、2013関東・甲信越B－1グランプリ in 勝浦が開催された中で本市の経済効果についてご質問いたしますが、まずその前に、今回のB－1グランプリ全国大会において熱血！！勝浦タンタンメン船団がブロンズグランプリに入賞したこと、まことにめでとうございます。衷心からお祝いを申し上げます。それでは経済効果についての質問に移らせていただきます。

9月28日、29日の2日間にわたり2013関東・甲信越B－1グランプリ in 勝浦が本市で開催され、12万7,000人が来場したと公表されました。本市は既にビッグひな祭り、あるいは昨年2012関東・東海B－1グランプリ in 甲府において我々が船団であります熱血！！勝浦タンタンメン船団がゴールドグランプリに輝き、本市の知名度は全国的に上がっております。

そこで、9月28日、29日の2日間にわたり2013関東・甲信越B－1グランプリ in 勝浦が本市で開催され、12万7,000人が来場したが、その中で本市における経済効果は、どの地区でどのくらいあったか、また市全体ではどのくらいあったか、伺います。

2点目の防犯カメラの増設についてでございますが、先ほど申し上げましたように9月28日、29日の2日間にわたり、2013関東・甲信越B－1グランプリ in 勝浦が本市で開催され、12万7,000人が来場したわけですが、警察的にはこの2日間、会場及びその周辺における事件は皆無であったと伺っております。これはひとえに警察、あるいは各種防犯団体のご努力、あるいは市民一人ひとりの防犯意識の高さによるところが大きいのと考えますが、何よりもB－1グランプリ前の9月25日から6台の防犯カメラが勝浦駅前、あるいは国道各主要交差点等に設置運用開始されたことが最も大きな要因と思われます。

そこで、さらに来年度、防犯カメラの増設を考えるか、市長の見解を伺いたい。

登壇しての質問はこれで終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの吉野議員の一般質問に対しお答えを申し上げます。

初めに、9月28日、29日の2日間開催されました2013関東・甲信越B－1グランプリ in 勝浦に伴います本市における経済効果の試算でございますが、今回のB－1グランプリの開催に当たりましては、行政報告でも申し上げましたとおり、企業や団体及び大会運営に携わったスタッフ、ボランティアの皆様方の多くの方たちの協力によりまして、大盛況のうちに終了することができました。

経済効果でございますけれども、本市におきましても、土産、食事、宿泊等々、相当の経済効果があったというふうに思いますけれども、具体的な数値の出し方につきましては、今、来場者

のアンケートなどを踏まえまして、勝浦市商工会のほうで集計中でありますけども、平成17年千葉県産業連関表という、こういう経済波及効果の簡易分析のツールがございます。この産業連関表によりまして集計しますと、これは勝浦市のみならず県内全体でということのデータになりますけども、おおよそ9億円の経済波及効果があるのではないかと報告を受けております。

次に、防犯カメラの増設についてでありますけれども、防犯カメラの設置につきましては、犯罪の抑止や早期解決に有効でありまして、市民の安全・安心を確保するために大きく役立っております。マスコミ等でもいろいろな犯罪等では、防犯カメラで犯人を直ちに逮捕できるというような事例も随分出ております。

現在、市内では勝浦市防犯組合が設置しました6台と、勝浦中央商店会が設置しました8台の合計14台の防犯カメラが、JR勝浦駅前広場や主要交差点に設置をされております。このB-1グランプリの関東大会の前に全部設置終わりました、現在14台が設置されております。

これは個人のプライバシーの保護の問題もありますけれども、本当はこういうことで防犯カメラの設置などしなくてもよい社会環境の実現が理想でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止という地域の防犯力が大きくアップすることから、今後については勝浦地区のみならず、興津、上野、総野地区などの駅や学校などを重点的に防犯カメラを設置することで犯罪の抑止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、吉野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） ただいま市長から勝浦市の経済効果よりも、県内の経済波及効果が9億円あったというご答弁がございましたが、県内の経済波及効果はそれはそれで大変結構なことでございますが、まずは本市における経済効果の試算ができるのか、できないのか、再度伺います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。本市における経済効果につきましては、まず今回の経済波及効果につきましては、来場者のアンケート調査により試算したものであります。このアンケート調査内容から本市の経済効果を計算するということは、ちょっと難しいというふうに商工会のほうから聞いております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） ただいま本市の経済効果を出すのはアンケート調査からは、商工会のほうから、大変難しいというご答弁を伺いました。B-1グランプリが開催されて既に2カ月経過し、しかも、来場者が12万7,000人あった中で、県内の経済波及効果が9億という数字が出せているのに、本市の経済効果が難しいというようなご答弁でございますが、私、個人的には、本市における経済効果は余り多くなかった。いわゆる少なかったのではないかと思います。この経済効果を今後本市に出すためには、来場者、あるいは本市の知名度は先ほども申し上げましたとおり、ビッグひな祭り等において、これはNHK全国放送でやられておりますので、非常に知名度は上がっていると、そういう中で本市に来てくれる観光客はかなりあるわけですが、効果が出ない。この効果を出すためには、観光的、商工的には今後どのような施策をもって進めていくのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。ビッグひな祭り、またB-1グランプリ、これらのイベントを行いまして、多くのお客さんを迎え入れているわけですが、このお客さんたちにまた勝浦へ来ていただく、これはリピーターとして何度も来ていただくということは大事だと思います。そのための施策といたしまして、現在、観光交流施設、カッピービジターセンターにおきまして、体験教室を実施しております。この体験教室の内容につきましては、まず農業関係といたしまして、市野川地区の市野川営農組合のご協力をいただき、流しそうめん、稲刈り、キウイ狩り、コスモスの摘み取り、及びお正月用の餅つき、また新勝浦市漁業協同組合のご協力を得まして、ところてんづくり、干物づくりなどの体験教室を実施しております。これらを実施するに当たりましては、農林水産課との情報共有、また連携し、事業の推進を行っております。これら体験教室の情報発信等、もろもろ取り組んでいく中で多くの観光客に来ていただき、また再度来ていただく、勝浦で楽しんでいただくというような取り組みを現在行っておりますので、これら事業を積極的に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 今後の政策、今説明をいただきましたが、それはそれとして、地区全体における、いわゆる一つの地区ではなく、例えば本市には大きく分けて、勝浦、興津、上野、総野とあるわけですが、その中で全てが一度にできることはなかなか難しいと思いますが、今その一つとして総野地区、市野川においてのいろいろな進め、これは伺いました。これはこの地域においても四季折々の花、こういうものを区民が一生懸命努力してやっていただけるといことも聞いてはおります。これが地域から市全体に大きく伸びていけば、それはそれでまた一つの話題性、あるいはリピーターになってくれる客が来てくれると思っております。

今回、私ども建設経済常任委員会として栃木県那須塩原市に農観商工連携事業という事業について視察に行かせていただきましたが、同市では市内の農水産業、観光業、商工業関係者や各関係団体、行政機関が持つ地域資源及び経営資源を相互に連携させ、有機的に結びつけ、地場産品の地産地消の拡大や地域ブランド化、また新たな付加価値のある商品開発、販路確立等に取り組むことで雇用や所得を確保し、地域の活性化及び産業の振興を図ることを目的として取り組んでおりました。これを視察させていただいたわけですが、そこで伺いますが、本市の豊かな海がある海産物、水産物のブランド化、また、すばらしい自然に囲まれた中での農業における勝浦市として独自の米のブランド化、あるいは柿や果物等の栽培の中で新たな商品開発、販路の確立等を考えているか、あわせて伺いをしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。農林水産物のブランド化等々についてでございますけれども、千葉県におきまして、優良な農林水産物、これの認定を千葉の魚の消費拡大及びイメージアップを図り、県内外をアピールするために平成18年6月に千葉ブランド水産物認定

制度を創設したところでございます。現在、勝浦市におきましては、この中で勝浦産ひき縄カツオ、外房イセエビ、外房あわび、この３品目が千葉ブランド水産物に認定されているところでございます。

また、昨年度は本市におきまして、この３品目のひき縄カツオ、外房イセエビ、外房あわび、こちらの販売に対しまして、ブランドタグ装着を行いまして、認知度を向上させ、ブランド力の強化を図ったところでございます。

また、農産物につきましては、本市の農業、こちら基幹産業、稲作が主でございます。先ほどのようなご質問で、米のブランド化とのお話もございましたが、現在ではいすみ農業協同組合が運営いたします勝浦ライスセンターで乾燥調整された勝浦産米、こちらはいすみ農業協同組合の基準に適合したお米として、いすみ管内全域の米をＪＡいすみ米として販売強化しているところでございます。

勝浦産米のブランド化となりますと、市内各地域におきまして、土質や栽培方法、こういったことなどの違いにより、食味なども異なりますので、一くくりにしまして、ブランド化することは難しいところがあると思います。しかし、集荷団体であり、取り扱っておりますいすみ農業協同組合、こちらと改めて協議をいたしまして、考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 今、農林水産課長のほうからブランド品については県の指定、あるいはいろいろな協議の中で、水産物について、海そのものは太平洋へと広がっております。そんなに変わることはないと思います。その中で、今言われたアジとかイセエビとかあわび、そんなに差はないかと思いますが、今ＪＡいすみ米というお言葉が出ていましたが、私も過去にＪＡの幹部の方にこういう話をしたところ、ＪＡいすみ米ということになりますと、勝浦地区から旧岬町までの間の非常に広い地域の中でこのブランド化をするというということになると、極端な言い方をしますと、大原から先の海岸線に近いところのお米の食味、勝浦の内陸部における食味を比較しますと、雲泥の差がございます。ＪＡではこれをＪＡいすみとして全て一つのものとして扱っておるわけですが、私が言いたいのはそうではなくて、いわゆる勝浦市のブランド化ができないかということをお尋ねしているわけです。これを無理なら無理、それはそれで結構なんです、そういうブランド化をしていくために今後の努力はどういうふうにしていくのか、そこが伺いたいわけでございます、ＪＡと協同でやるとか、あるいは協力を得るとかいうことは今既にやっていることなんで、これは新しく進展するものではないというふうには私は考えております。市としての考え、独自に市がこういうふうやっていって、ブランド化して勝浦市を活性化していくんだという考え方が今後あるのか、できるのかできないのか、その辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまの吉野議員のブランド化、それから那須塩原市に視察された、いわゆる農・観・商・工の連携ということで、今、産業化を進めるのに、一次産業、例えば農業なら農業、水産業は水産業という一次産業、それを加工する二次産業、さらにそれを売るという三次産業、こういう六次産業化、１と２と３を足して六次産業化、または農業と工業、農商工、いわゆる農商工連携、こういうようなことが国のほうでも施策として積極的に推進をされてい

ます。そういうことで、本市をずっと見てみましても、こういう連携は結構できるのではないかな。例えばタンタンメン、これもネギ、ニンニク、ラー油の原料の唐がらし、こういうようなものも一生懸命つくれば、それを加工してタンタンメンで売る。または、腰古井なんかでやられています梅酒、それを酒と地元産の梅を使って梅酒として売る。こういうような農商工、それから若潮高校でかつラー油、こういうようなものもまさに一次産業と二次産業、三次産業を結びつける。そういうものを結びつけながら、勝浦のブランドとしてこれを商品化していくということは非常に大事なことであらうと思います。

だから、お米においても、今言いたいすみ米というエリアが非常に広うございます。近くでは長狭米とか、多古米とか、これだってエリアは非常に広いのですが、何となく長狭米といえば鴨川というのがあります。ただ、多古米というのはちょっと広いかなと思います。勝浦の中でも、例えば市野川で市野米という、今少しずつやっていますが、こういうものも徐々に徐々に広めていくということで米の付加価値を高めて、それを高く売るといいですか、こういうものの販路を広げていくということは大事なことで、これは個別にケース・バイ・ケースでいろんなものがありますが、やはりブランド化を進めていく、この勝浦というものを加えながら進めていくというのは大事なことで、これは個々に検討していきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 今、市長のほうから先取りの答弁をしていただいて、大変恐縮でございます。ありがとうございます。今言われたことは、今から質問する中でそういうご答弁をしていただければ、非常に素晴らしいご答弁と理解しておりました。そういう中で行、特に行政というのはいろいろな垣根、これは国でもそうだと思いますが、その垣根があって、その垣根を取り払ってやっていくというのが難しいと言われておりますが、本市においても縦割り行政ではなくて、各課が連携して、いかに市内が活性化していくかという中で、新たな企画を考えていくか、あるいは今後市の新しい方向性、どのようなものを考えるか、そういう中で市長に先取りのご答弁をいただきましたけれども、今、市長答弁にありましたように、農林水産課、あるいは観光商工課だけではなくて、各課、市が一体となつていろんな考え、企画を出していく考え、こういうものを今市長から検討ということがありましたけれども、企画課としての独自のこういうものを含めての案があるかということを伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、具体的な連携に関連しましたイベントにつきましては、現在、企画課のほうでは具体的には行っておりません。しかしながら総合計画ですとか、行政評価の担当課といたしましては、全庁的な視野に立ちまして、各種のイベントや各事業、この辺の連携を図ることや、さらに連携を深めることなどを考えていきたいと思っております。加えまして、今眠っているというか、気がつかないような本市の宝ですとか、魅力などにつきましては、連携によりまして関係者と引き出していくようなことですか、また若い人たちの考え方、アイデアとかそういうものを有効に活用することなども、今後まちづくりには必要なことではないかというように考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はございませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 今後の考え方をご答弁していただきまして、ありがとうございます。本市は、周りの市町村を見ますと、いすみから大多喜、御宿町、あるいは鴨川市、こういう市に囲まれ

ている中で、中心的な市であると。真ん中に位置する市だという意味でございますが、この中で本市がなぜ商店街においてもシャッター通りが多くなっているのか、いわゆる鴨川、いすみ、大多喜方面にお客を取られてしまうのか。本来であれば、中心にある本市に、それぞれの市からお客さんが来ていろいろな商品が売れる、活性化できる、そういう市であってしかるべきではないかと私は思うのですが、これが今全く逆の形で、本市からよそに行ってしまう。これはお父さん、お母さんの仕事のことも含めてでございますが、お客が減っていつてしまう。そういう中で、本市としまして、行政としまして、これは例えばの話ですが、各課から何名かの若い職員の方に出ていただきまして、副市長、あるいは総務課長なりが座長、責任者的な立場で、若い職員の方々から、我々のような固定観念のないすばらしい意見、知恵を出していただいて、今後の市の方向性なり、いろんな考え方を出していただき、これを先ほど言った副市長、あるいは総務課長なりが集約しまして、市長に提出して、今後の本市の活性化にしていこうようなことを考えていくかということを市長にお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまのお話で、日ごろ職員からは広くいろんな場面場面で意見を求めています。私は組織の縦割りではなくて、横断的に、特に若い職員たちが要するに意見を言えるような雰囲気づくり、組織づくりといいますか、それをつくるのが非常に大事なことであるというふうに思います。したがって、そういうものがないと、例えば検討委員会を設けましても、若い人からなかなか意見は出てこないというようなこともあります。いろんなことわざであるように、年上とか目上の人からはいろいろな今までの経験、知識を学べ、また、若い人たちからは感性を学べとよく言われますけれども、これから若い人たちの感性を求めるというのは、私も含め、副市長初め管理職である課長方がそれぞれ意見を日ごろ聞いているというふうに私は思っておりますので、そういう組織を設けてもいいとは思いますが、そういうことについては今のところは考えておりません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 私が申し上げたのは、あくまでも委員会をつくって何々ということではなくて、今市長から答弁いただいたように、日ごろからそういう意見が集約されているということであれば、それはそれで結構なことだと思います。我々のような年齢になってきますと、特に自分の考えだけを押しつけていくようなことが多くなってくるわけですから、若い人は柔軟な能力をお持ちでありますので、それを非常にうまく使っていただければ、いい意見がどんどん出てきます。この中の意見は意見として、いいか悪いかは執行部の皆さんがご判断されることですが、これが市行政に反映できるということになれば、それは非常にすばらしいことと考えております。

次に、2点目の防犯カメラについて伺います。先ほど市長答弁の中で、今後も各地区に増設していくというお答えをいただきまして、大変前向きなお答えと考えておりますが、次年度、26年度において台数的に何台ぐらいを考えられているのか、わかればお聞かせ願えればと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。平成26年度におきまして、防犯カメラを何台ぐらい設置するかというご質問でございますけれども、防犯カメラにつきましては、先ほど市長答

弁にありましたけれども、現在14台設置されております。今後におきましては、勝浦警察署との協議とか検討、また市民からの、皆様からのご要望を踏まえまして、防犯カメラの設置とか設置場所などを26年度以降、増設を踏まえまして検討していきたいと考えております。台数につきましてはまた検討していきたいと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。吉野修文議員。

○10番（吉野修文君） 台数については、今後まだ検討の余地があるということでございました。昨年12月定例会でも申し上げましたけれども、防犯カメラ1台につきまして、おおむね警察官1人当たりぐらいのいろいろな能力があるというようなことは前々から言われているところですが、近日では都内で誘拐事件が発生しましたけれども、届け出から40分くらいで犯人検挙に至っております。これはいろんな過程がありまして、犯人も自分が借りた車、レンタカーなんです、ナンバーを交換しまして、それを使っておりました。そのナンバーは以前盗まれたものということで、これが警察の組織の中で活用されて、これがカメラに映って、早急な、スピード検挙になったということを考えますと、私、前々から申し上げたとおり、勝浦市の中の観光地域の中、あるいは今暗くなってきた子どもさんの通学時間、私、上野地区なんです、北中学校の子どもが部活が終わって帰ってくるころになると、すでに周りは真っ暗闇になっております。そういう中で、不審者が、いつどこにあらわれてもわからないような世の中になっておりますので、カメラについては非常に有効なものと考えます。そういうことで、来年度も一層のカメラを増設してもらえることを最終的には要望ということになりますけれども、何台でも多くのカメラを増設していただいて、市民が安心して安全で暮らせるまちづくり、また観光立市として、観光客が安心して、勝浦はいいところだから、また行きたいと思えるまちづくりを目指してカメラの増設を要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩瀬義信君） これをもって吉野修文議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、松崎栄二議員の登壇を許します。松崎栄二議員。

〔9番 松崎栄二君登壇〕

○9番（松崎栄二君） 議長のお許しを得まして、会派、新創かつうらの松崎より一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、有害鳥獣捕獲事業報償費及び業務委託料について質問をさせていただきます。勝浦市は皆さんご存じのように、青い海と緑の山があり、新鮮な魚介類、野菜、山菜がとれ、まさに食材の宝庫であり、ほかの地方から見ますと、あるいは視察とか旅行に行きますと、「勝浦、いいところに住んでいますね」とうらやましがられることもよくあります。ところが、現状を見ますと、中山間地域の環境問題を考えますと、山林は人が入りづらくなって、荒れ放題です。有害鳥獣にとっては最適な繁殖場となり、農地は荒らされ、担い手不足も相まって、耕作放棄地が目立ってきております。また、住宅街の中にも空き家、空き地が放置されている状態であります。そうした耕作放棄地や空き家、空き地が増えることにより、有害鳥獣の繁殖場がさらに増える、まさに悪循環となっております。

猟友会の協力を得て、猟銃や箱わなで駆除をしたり、電気柵で防いだりしてしていますが、一向にその被害は減るどころか、動物の種類も被害の範囲もむしろ増えているのではないかと思います。

そこでお伺いいたしますが、1点目として、有害鳥獣捕獲事業報償費と有害鳥獣捕獲業務委託料の最近5年間の推移をお伺いいたします。

2点目として、市内の狩猟免許取得者の数とその年齢層をお伺いいたします。

3点目として、山林から農地、道路、民家の家の中まではびこり始めてきていますヤマビルについて、市ではどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

大きな2点目として、守谷海岸の砂浜のオーバーフローについてお伺いいたします。全国的にきれいな砂浜、海水浴場ということでマスコミ等に多く取り上げられ、今年の夏はこれまでになく入り込み客数が非常に多かったと聞いております守谷海岸ですが、その後の台風、強風で海の砂が防波堤を越えて市道や生活排水路まで埋まってきております。付近の住民でその都度砂を除去している日々が続いておりますが、千葉県当局の管理下だと思いますが、市当局でも周知はしていると思いますので、どのように対処しているのか、お伺いいたします。

2点目として、砂のオーバーフローを防ぐために、防波堤の高さをかさ上げできないか、お伺いいたしまして、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの松崎議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、有害鳥獣捕獲事業報償費及び業務委託料についてのご質問のうち、1点目の報償費、委託料の5年間の推移でございます。まず、報償費は、平成20年度889万1,000円、平成21年度1,042万6,000円、平成22年度1,399万7,000円、平成23年度1,235万1,000円、平成24年度1,050万6,000円でございます。

また、委託料ですけれども、平成20年度139万円、平成21年度181万9,080円、平成22年度240万円、平成23年度250万円、平成24年度304万9,000円でございます。

2点目のご質問の市内の狩猟免許取得者数及び年齢層でございます。銃器及びわな免許取得者数が12名、銃器のみの免許取得者数が2名、わなのみの免許取得者数が30名ということで、免許取得者数は全体で44名でございます。

また、免許取得者数の年齢層でございますけれども、30歳代が4名、40歳代が3名、50歳代が6名、60歳代が21名、70歳以上が10名となっております。

3点目のヤマビルについて、どのような対策を考えているのかとのご質問でございますけれども、ヤマビルによる被害は全国的に広がっておりまして、生息分布状況では、秋田県から沖縄県まで30府県にまたがり、広い範囲に生息していることがわかっております。このため、被害対策につきましては、千葉県を初め神奈川県や秋田大学等において研究しておりますけれども、残念ながら現在のところ抜本的な対策は確立されておられません。

防除法としてヤマビルは乾燥した環境を嫌うということから、日当たりや風通しをよくし、ヤマビルが生息しにくい環境にするため、庭や田畑の周囲の樹木の剪定、堆積した落ち葉の除去、下草刈りによる太陽光線を地表面に直接差し込ませ、地表面を乾燥させることが有効でありますので、広報等で周知するとともに、ヤマビルの伝播、伝わり方は主にシカが媒体していると考え

られていることから、有害鳥獣捕獲による生息数削減を図ってまいりたいと考えております。

次に、守谷海岸の砂浜のオーバーフローについてでございますが、守谷、鶴原などの海岸の砂につきましましては、地元の皆様に砂の除去につきまして、ご協力をいただいております。市も職員がその都度、道路の砂の除去を行っているところであります。ご質問の県当局への要請についてであります。地元の区から道路へ堆積した砂の片づけ要請時に、防波堤の海側に堆積した砂の除去に関する意見をいただくことから、夷隅土木事務所に砂の片づけを要望していたところ、先月末に砂の除去作業を行っていただいたところであります。

また、オーバーフローを防ぐための防波堤のかさ上げについてでございますけれども、砂の堆積防止を目的とした防波堤のかさ上げはできないというふうに聞いております。

なお、他の方法として、例えば防砂ネットの布設案が出されましたけれども、夏の海水浴等の観光時期には景観が悪くなるなどで、地元区でも意見が分かれるところでございます。市としては引き続き地元区の意見を聞きながら、砂の防除とあわせまして、海岸からの防砂対策につきまして、県に要望してまいりたいと考えております。

以上で、松崎議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） ご答弁ありがとうございました。先ほど5年間にわたる数値を答えていただきまして、年々少しずつ数値が上がってきております。報償費のみは22年をピークに少しずつ下がってきている。委託料については年々上がってきております。そういう状況が見受けられています。狩猟免許を持っている年齢層といったところは、やはり高齢化しているのかなというのが伺えます。そういうことで、今有害鳥獣の報償費、捕獲した場合の報償金ですか、それがイノシシとかシカは大型ということで6,000円か7,000円、小動物のほうはたしか2,000円となっていると思いますが、その中で最近キョン、これがなかなか手ごわいのです。報償金は同じ2,000円前後だと聞いております。キョンは外来種ですよ。保護動物ではないと思うのです。そういうことで、これを徹底的に絶滅するぐらいの報償費とかを上げる、そういう考えは市のほうではないのか、まず1点伺いたいします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。キョンの報償費につきましましては、現在2,000円でございます。こちら各市町におきまして、単価の相違もございます。しかし、できれば市の考えといたしましては、単価が、キョン捕獲、こちら、みんな統一できればと考えております。そういったことから、キョンの報償費につきましましては、千葉県の中南部市町村で有害鳥獣対策会議を設けておりますので、こちらの中で話し合っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） ぜひとも、そういう会議の中で先ほど言いましたが、保護するあれじゃなくて、外来種ですから、そういうところで単価を上げるなりなんなり、絶滅する方向へ持っていくような話をしていただきたいと思います。要望します。

実は、何でそれにこだわるかという、私が住んでいる地域、上野区なんですけど、空き家が増えています。空き家も戸締りがきちっとして管理されていけばいいんですが、どうしてもすき間とかあって、これは空き家と言いましたけど、実際住んでいる家の屋根裏にキョンでは

なくて、ハクビシンですか、そういうのが実際に巣をつくってしまう。そういうような状態もありまして、当然空き家などにまともに住み込んで、繁殖場となっております。これで付近の、山と離れた住宅街でそういう現象が起きております。そこからまた増えていくんですね。これは何としても絶滅させるべき動物ではないかなと思います。

そこで、話はかわるんですけど、空き家とか、あるいは空き地、これも草ぼうぼうでジャングル状態になっている空き地もあります。そういうところが繁殖場になる。そうすると、市のほうに言いますと、それは個人の財産だから手は出せないとか、何もできないとか言いますが、地域の住民の人が、空き家にたまに來ますから言うんですけど、全然対処しないんですね。結果的にさっき言ったように、ほんとの住宅街でキョンとかハクビシンがどんどん増えている。そういう状態です。上野区では仕方なく草刈りとかやるのは、家を管理とかできないから、空き地とかの草刈りは上野区では環境整備費ということで名目を新設して、草刈りを地元の有志にお願いして、刈っているような状態です。普通に考えると、人の土地を勝手に草刈りするのはどうもまずいという感じがしますが、最終的に言いたいのは、地主とか財産管理者に対して、市からも当然住所とか所有者の名前を知っていると思うのです。そういうところに保全管理指導をお願いしたいと思うのですが、どのように考えているか、生活環境課にお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。空き地等の管理でございますけども、空き地等の管理につきましては、空き地の所有者につきまして、文書等で適正管理につきまして指導を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） 全く今答弁があったとおりなんです。一方通行というか、連絡は多分行っているかどうかわかりませんが、現状は空き家の中に巣をつくって広がっている状態です。草刈りも一切やってくれません。そういうことで現状を確認してもらって、今言ったような答弁じゃなくて、実際の行動を起こしていただきたい。そういうことで上野地区の困った事例であります。

次に、市内の狩猟免許取得者、今聞きましたが、年々有害鳥獣の頭数に比べますと、数が少ないと思います。そこで、私の考えなんですけど、趣味の範囲で狩猟免許というのはとるんですね。最初から有害鳥獣を追いかけようということにとるわけじゃないんです。自分の好きな鳥とか、ほかのものを狩猟しようということにとる免許です。それに対して実際の農地の破壊、あるいは生産物の食い荒らし等による農業生産意欲の低下の被害者に当たる農業者、あるいは農業の担い手、農地地主にみずからの農地を守るための被害防止を目的として、わな限定の許可証、講習会かなんかで1時間、2時間聞いて、わな限定の許可証、そういう制度を狩猟法に付随するでもいいんですけど、できないか。許可権者は多分県になると思うのですが、そういうほうに要請していただいて、ぜひとも実現したら、狩猟免許を持っている以外の農業者がみずから自分の農地を守るためにわなをする。人の農地じゃなくて、自分の農地にかけるから、かけた場所がわかりますから、ほかの被害も防げるとは思います。これは県のほうの関係になりますので、県のほうに精通している市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今のお話で、わなをかける設置認可といいますか、県のほうで一応持っているということで、ただ、私もそこら辺詳しくないんでわかりませんが、そこにかけると、例えば通常犬がわなにかかっちゃうとか、いろんなものがあるんで、やたら勝手にそこら辺にわなをかけられないと思います。それはかける場所だとか、そういうものを踏まえてわなの設置を認可しているというふうに私は思っております。あと、細かいのは専門の担当課長のほうからお答えいたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。わな限定、こちらを講習会で許可できないかということです。狩猟免許、こちらは千葉県知事の許可になっております。昨今、県内におきましても、農作物被害、有害鳥獣による農作物被害、こちらが増えてきたことから、平成24年度、こちらからわなの免許試験が年3回、これが年4回に増えているところでございます。許可制にできないかということですが、先ほどの市長答弁にもございましたように、わなをかけると、その設置場所をわかるようにしないといけないとか、飼い犬が間違っかかる、そういったこともありますので、こちらにつきましては改めて県のほうに確認する、また協議してみたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） ぜひともその辺を検討していただいて、前向きに考えていただきたいと思います。県のほうにも要望していただきたいと思います。

次に、一番厄介なヤマビルの問題なんですけど、最近では山林から、いわゆる里山と言われる中から農地、道路、あるいは神社、お寺、果ては民家内まではびこり始めていますヤマビルについてですが、特にこれと言った対策はない。とにかく草刈りをしなさいと、そういうことであります。ただ、単に個人の問題とかではなくて、勝浦市全体のイメージダウンにつながるのではないかなと、私は危惧しております。現在、勝浦市も人口2万人を切るか切らないかという寸前であります。そうした中で市外からの交流、あるいは流動策を考えて、定住促進を図って、美しさで、海岸はものすごくきれい、リアス式海岸で、勝浦市も海岸の方は結構評価高かったのですが、例の3.11から海の方はちょっと危ないと。それから在方の高台の方は眺望もいいし、安全だということで、山間部の方も最近不動産的価値は上がってきているのかなと、そういうときにヤマビルなんです。これが非常にイメージダウンにつながってしまう。そういうことで、地域の人たちに要望に応じてですが、粉末剤とか、ヤマビルの駆除剤を無償配布できないかなと。今現在もハエや蚊の乳化剤みたいなものを区を通して配布しておりますが、ああいう形でも結構なんですけど、そういう粉末剤とか駆除剤を無償配布できないか、そういう考えはないか、ひとつ担当課からお願いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。西川生活環境課長。

○生活環境課長（西川一男君） お答えいたします。ヤマビルを駆除する薬剤の無償配布についてのご質問でございますけども、ヤマビルにつきましては、従来山奥の森林等に生息しておりましたけども、シカとかイノシシの野生動物等によりまして、運搬され、生息分布が広がってきた可能性が指摘されております。無償配布等につきましては、先ほど市長答弁等にもありましたけども、直接日の当たらない湿潤な環境を好むことから、田畑の樹木の剪定とか草刈り等を行い、雑草や落ち葉などの除去、ヤマビルの隠れ場所となる環境を取り除くことにより、固体数が減少したと

いう研究事例もございますので、今後広報等で予防法等につきまして周知を図り、対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。松崎栄二議員。

○9番（松崎栄二君） わかりました。大体答弁は想像がついていたんですけど、ヤマビルの駆除剤、粉末剤を無償配布していただきたいと思います。

さっき草刈りとかなんかと言いましたが、個人個人でたしかに大森とか古新田地域ではみずから宅地の周りを山を草刈りやって明るくしております。行けばわかるんですけど、そういうところは野生鳥獣は出てこないそうです。と同時にヤマビルとかも減っているそうです。確かにそれは効果的でありますので、先ほど広報でも周知させると言いましたけど、重点的にそれはぜひ勝浦広報の中で広めていただきたいと思います。薬剤の粉末剤も今後検討していただければ、各住民たちも一生懸命まきますので、そうすると減ってきますから、勝浦市のイメージも多少は上がってくるのではないかと思います。もうお昼に近くなりましたので、ヤマビルの話はこの辺で終わりたいと思います。

あと、2つ目の守谷海岸、オーバーフローについてお伺いいたします。守谷海岸のほぼ中央に位置する洲崎橋から興津側は勝浦市の管理ということで、鵜原寄りには千葉県管理と聞いておりますが、今回の砂のオーバーフローは、住宅が多い興津寄りだったのです。それでこんな話が飛び込んできました。実際現地に行ってみますと、生活用の市道、砂が山盛りでした。車も通れません。と同時に排水路も蓋があるんですけども、その間から入ってしまっ、とても排水路の役を呈していません。そういうことで、これをどうするかということで、近所のお年寄りとかが一生懸命で取っているんですけど、とてもお年寄りには無理だと、まして排水路まで無理だということで、これを聞いたら、県のほうに要望してあるんだけど、全然がちが明かないということで、勝浦市はどのように対処しているのか。現在砂をならしています。そういうことで、今後台風があったときとかに多分砂が上がってきますので、防波堤のかさ上げというのを何とか県のほうに検討していただけないかと、それとさっき言った防砂ネットの設置も地元の区と相談して、いい方向に向けていただきたいと思います。これは要望ですね。そういうことで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩瀬義信君） これをもって松崎栄二議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 開議

〔5番 渡辺玄正君退席〕

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本 治議員の登壇を許します。藤本 治議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本 治でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初のテーマは、市長の政治姿勢と平成26年度予算の編成についてであります。来年4月からの消費税増税は、税率を8%に引き上げるだけでも8兆円の増税、年金削減など、社会保障の負担増・給付減を合わせれば、10兆円もの、文字どおり史上空前の負担増です。政府

は経済再生と財政再建の両立を図ると言いますが、これが強行されれば、国民の暮らしにははかり知れない深刻な打撃をもたらし、経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれることは明らかです。

日本共産党は経済提言で、消費税に頼らない別の道を提唱しております。1つは、浪費の一掃と応能負担の原則に立った税制改革で、財源を確保すること。2つには国民の所得を増やす経済改革で、日本経済を健全な成長の軌道に乗せ、税収増を図ること。この2つの柱を同時並行で進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開こうというものです。この道こそが現在の経済、財政、社会保障の危機を一体的に打開する唯一の道です。しかし、安倍政権が進める社会保障制度改革は、制度改革の基本を国民の自助、自立のための環境整備とし、憲法25条に基づく社会保障を解体して、公的支えをなくし、国民を無理やり自助に追い込むというものです。

みずからの悪政によって生み出した貧困や生活苦の解決を、自己責任と家族による助け合いに押しつけ、社会保障に対する国の責任を丸ごと放棄し、医療、介護、年金、子育てなど、社会保障のあらゆる分野で手当たり次第の負担増と給付減を強行する。憲法25条に真っ向から逆らう社会保障解体を許してはなりません。

そして、今こそ地方自治体はその施策を通じて国の悪政から市民の命と暮らしを守る防波堤の役割を発揮することが求められるときです。

そこで、第1点目の質問は、日本経済も財政も破滅させる来年4月からの消費税5%から8%への増税は中止または見送るべきであると考えますが、市長の見解を伺います。

2つ目には、勝浦市民にも甚大な影響を及ぼす社会保障解体の動きに対して、反対または懸念を表明すべきであると考えますが、市長の見解を伺います。

3つ目には、勝浦市の平成26年度予算の編成に当たっては、何を重点施策とするか伺います。

4点目に、国の悪政から勝浦市民の暮らしを守るため、市民負担の軽減が切実な課題です。特に水道料金の引き下げと国保税の引き下げが強く求められており、平成26年度予算に盛り込むべきと考えますが、市の対応、見解を伺います。

2つ目の大きなテーマは、防災・減災での今後の課題についてであります。まず1点目の質問は、学校や福祉施設その他の公共施設の耐震性について、どう評価し、何を今後の課題としているか、伺います。また、大規模建築物を初め、一般の建物の耐震化をどう図っていくか、伺います。

2つ目には、津波からの避難について、ハード、ソフトの両面から対策が講じられてきましたけれども、現在の到達点をどう評価し、何を今後の課題としているか、伺います。また、「釜石の奇跡」が勝浦市でも実現できるよう、学校での防災教育や避難訓練にどう取り組んでいるか、伺います。

3点目に、災害時要援護者への避難支援プランについて、現在の到達点をどう評価し、何を今後の課題としているか、伺います。

続いて、3つ目の大きなテーマは、生活保護と扶養義務の強制についてであります。生活保護改悪法案の参議院での審議で、日本共産党の小池晃副委員長の追及により、改悪法案の先取りが行われている実態が明らかになりました。小池晃参議院議員は、改悪法案には親子や兄弟姉妹など、親族の収入、資産などの調査を強化する規定がありますけれども、それを先取りする形で長野市が生活保護申請者の姉に送った調査書、これは扶養届書とも言いますが、これを

示して追及しました。長野市の調査表は、勤務先、月収、資産、負債などの記載に加えて、給与明細書やローン返済予定表の添付まで要求しているものです。保護に当たっては、扶養義務者の扶養、あるいは援助を優先的に受けることが前提などと生活保護法に反する記述まで行っています。送られてきた書類を見て、姉は弟に申請をやめるように言い、弟は申請をあきらめました。

現在の生活保護法は、親族の扶養を生活保護受給の前提にしていません。長野市の対応は明らかに違法であります。多くの自治体で横行していることも明らかになり、厚生労働省は是正通知を出しました。ところが、扶養が保護の前提であるかのような調査書見本を2000年当時、厚生労働省自身が作成をして、全国の自治体に通知していたことが判明いたしました。あわせて、長野市では自治体の生活保護管理システムのシェアで業界トップ企業である北日本コンピューターサービスのシステムが導入されており、この企業を利用している自治体が10月末現在ですが、全国で519自治体にのぼることが明らかとなりました。そして、この勝浦市もこのシステムを導入しているのです。

そこで質問します。まず第1点に、勝浦市でも使用している扶養義務の履行についてと題する照会の文書で、保護に当たっては、扶養を優先的に受けることが前提と記されているのは、生活保護法に反するのではないかと伺います。

2点目に、扶養届出書では、勤務先、月収、資産、負債などの記載に加え、源泉徴収票、給与明細書やローン返済予定表の添付まで求めているのは申請のハードルをいっただけに高めるものであり、申請取り下げへの誘導や扶養義務を強制するものではないかと伺います。

3つ目に、この文書の使用を今後どうするのか、伺います。

4つ目に、この文書を使用した期間の保護申請が何件あり、そのそれぞれに今後どのような対応をするのか、伺います。

4つ目のテーマは、東千葉メディカルセンターへの財政支援についてであります。これにつきましては、東千葉メディカルセンターの救命救急センターに係る財政支援のお願いというのが勝浦市に対してもあったと思いますが、これに対し、どう対応しようとしているか、伺います。

最後、5つ目のテーマとしまして、教育委員会制度の改編について伺います。中央教育審議会の教育制度分科会は、教育委員会の改編案として、1つには、首長を執行機関とし、教育委員会を首長の附属機関とするA案、2つ目に教育委員会を執行機関とするが、現行よりも権限を縮小するB案の2つの案を示しました。A案は、教育委員会が首長の附属機関に格下げされ、勧告などしかできなくなり、その時々首長の意向でストレートに教育行政が動かされる仕組みであります。B案では、教育委員会は執行機関の性格を維持しますが、基本方針など限られた事項について審議決定するものです。教育委員会の権限について、基本方針のほか、教科書採択などをあげる一方で、首長の意向を反映しやすくするため、教育長の罷免要件を拡大することや、教育長の任期を現行の任期である4年より短縮することも検討する必要があるとしております。現行制度では、教育委員会は首長から独立して教育行政を執行する機関です。2つの案は、首長や教育長の権限を強化するものですが、住民や教育関係者の意向の反映や子どもの命にかかわる事態への迅速な対応など、求められている改革方向はありません。

そこで、1点目には中央教育審議会の教育制度分科会の案への市長の見解をお伺いいたします。

す。

2つ目には、同じくこの案への教育長の見解をお伺いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

初めに、市長の政治姿勢と平成26年度の予算編成についてでございます。1点目の消費税の増税に対する市長の見解とのことでありますが、消費税率の引き上げにつきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などが、平成24年8月10日に成立いたしまして、平成26年、来年の4月1日から施行するとされたところでございまして、この法律による附則第18条の規定に基づく確認が本年10月1日になされ、消費税の5%から8%への引き上げが決定したところであります。

2点目の社会保障制度改革に対する市長の見解とのことでありますが、社会保障制度改革につきましては、社会保障制度改革推進法が平成24年8月10日に成立いたしまして、平成24年8月22日から施行されたところであります。

この法律の施行を受け、社会保障制度国民会議が設置され、本年8月6日付で報告書が提出され、この主な内容は、社会保障4分野の改革として少子化対策分野、医療・介護分野、年金分野ごとに改革の方向性等が提言されました。これを受けて、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が審議されておりますので、現状におきましては、その審議の行方を見守りたいと考えます。

3点目の平成26年度予算編成における重点施策についてでございますが、平成26年度は、勝浦市総合計画・前期基本計画の第2次実施計画の初年度であり、現在、決定までには至っておりませんが、芸術文化活動拠点の整備として、継続して事業を実施しております市民文化会館の建設を初め、市民生活の利便性向上に向けたJR勝浦駅のエレベーター設置や市内交通体系の再構築、また保育環境の充実を図るべく、認定こども園整備事業の推進など、計画事業の円滑な実施を基本に、緊急度や事業効果等の観点から十分精査し、予算編成をする必要があると考えております。

次に、市民負担の軽減を図るための水道料金の引き下げに係る平成26年度予算の編成についてお答え申し上げます。

水道事業会計の平成26年度予算編成につきましては、さまざまな作業を経て、現在、当初予算（案）をとりまとめる段階でございますが、平成26年度は勝浦市総合計画・前期基本計画第2次実施計画3カ年の初年度といたしまして、水道の未普及地域解消事業、老朽管更新事業及び老朽施設改修事業等を計画しております。

今後は、人口の減少や少子高齢化等により、水道需要の伸びが期待できない中で、建設改良費等の資本投資を行うために、利益剰余金から財源不足を補填している経営状況にありますことから、利益剰余金をもって、水道料金の引き下げによる予算編成につきましては、困難な状況にあるものと考えます。

また、国民健康保険税の引き下げにつきましても、現時点では被保険者の構造的問題や、医療費も依然高い傾向にあることから、引き下げは困難であります。

今後も健康づくりの推進や医療費の適正化、また国保財政基盤の強化と安定化等を図り、被保険者の負担軽減に努めてまいります。

次に、防災・減災での今後の課題についてであります。まず、大規模建築物につきまして、先月11月25日施行されました「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正により、大規模な建築物に対する耐震診断の義務づけ等がなされたところであります。しかしながら、この取り扱いについて今のところ詳細が示されておきませんので、今後、県などに推進対応について確認をし、周知してまいりたいと考えております。

また、一般木造住宅の耐震化につきましては、耐震診断費補助と耐震改修費補助を毎年予算計上させていただき、啓発をしておりますけれども、診断費用や改修費用が多額なために、診断や改修が行われていないのが現状であります。

これらの補助制度につきましては、引き続き周知してまいりたいと考えます。一方、前段の小中学校につきましては、校舎及び体育館の耐震補強や改修工事を進めておりますが、現在、福祉施設やその他公共施設につきましては、耐震性を有していないと考えられる建物もありますので、今後は施設の改築や存続性の検討を進めながら対応してまいりたいと考えます。

次に、津波避難対策の現況につきましては、ハード面では、避難路整備工事が平成24年度までに14カ所が完了し、本年度は18カ所の工事を実施する予定であります。また、避難誘導標識を320カ所、海拔表示標識を114カ所既に設置いたしました。

ソフト面では、津波対策を強化した地域防災計画の全面的見直しを初め、津波防災マップなどの全戸配布、津波避難ビルに係る協定書を締結するとともに、津波避難訓練を本年度も11月4日に勝浦地区及び興津地区で実施いたしました。

また、各学校でも年に複数回の地震・津波の避難訓練を実施しており、津波避難訓練では、校舎最上階への避難及び高台への避難訓練や登下校時の津波を想定した避難訓練を実施しており、少しでも高いところに避難するよう、日ごろから指導しているとのことでございます。

また、自主防災組織については、今年度、吉尾区が設立し、現在串浜区と松部区が、平成26年度設立に向け、準備を進めております。

津波避難対策の今後の課題につきましては、東日本大震災の貴重な教訓が風化することがないように、市民の防災意識をより高めることが課題であり、特に自主防災組織が一つでも多く結成されるよう支援をしてまいりたいと考えております。

次に、災害時の要援護者への支援プランについてお答え申し上げます。初めに、現在の状況でございますが、本年度に入り、避難支援プランの修正等を行い、9月に市政協力員、10月に民生委員・児童委員にそれぞれ要援護者名簿を配布したところであります。

次に、今後の課題ということですが、災害発生時における避難支援、安否確認、避難所での対応など、実際の対応がスムーズに行われるよう、防災訓練等を通じ、要援護者避難支援プランの浸透に努めてまいります。

次に、生活保護と扶養義務の強制についてのご質問に対しお答え申し上げます。

まず、本市で使用している扶養義務の履行についての照会文が生活保護法に反するのではないかとのご質問ですが、生活保護法第4条第2項において、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律による扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されていることから、生活保護法に反しているものとは考えておりません。しかしながら、平

成25年11月8日付にて、厚生労働省より、当該表現が扶養義務者に誤認させるおそれがあるため、必要な対応をとるよう通知がありましたので、11月18日から文章表現を誤解がないよう改めたところでございます。

次に、扶養届書における源泉徴収票や、給与明細書などの添付を求めるのは、申請取り下げへの誘導や、扶養義務を強制するものではないかとのことですが、扶養義務者を調査する上で、金銭的な扶養の可能性の把握や不正受給防止につながる。また、被保護者に対する定期的な訪問、電話、書簡のやりとりなど、精神的な支援の可能性の確認も含まれており、決して申請取り下げへの誘導や、扶養義務を強制するものではありません。

次に、当該文書の使用期間における保護申請件数及び今後の対応ですが、平成24年10月1日から平成25年11月17日までの間、申請件数は25件でございます。なお、この間、扶養義務調査が原因で申請を取り下げた事例はございませんでしたので、今後の対応は特に考えておりません。

次に、東千葉メディカルセンターの救命救急センターに係る財政支援のお願いに対し、どう対応しようとしているのかというご質問でございます。東千葉メディカルセンターは、県立東金病院の老朽化による閉鎖に伴い、その役割を引き継ぐ医療機関として、平成22年、東金市と九十九里町で、地方独立行政法人、東金九十九里地域医療センターを設立し、平成26年4月に東千葉メディカルセンターの救命救急センターが開設される予定となっております。

東千葉メディカルセンターの救命救急センターへの財政支援につきましては、去る10月30日に山武長生夷隅保健医療圏の各市町村に対し説明会が開催され、設立団体側からは市町村の救命救急センターの利用者数及び利用率に応じた財政支援に関する考え方が示されたところであります。

勝浦市といたしましては、第3次救急医療においては、現実的には1次医療圏だけの問題にとどまらないこと、勝浦市から東金市までは距離が遠く、搬送に時間を要すること、また、現在まで、いわゆる病院の運営費に対し助成を行っていないこと等、総合的に勘案し、東千葉メディカルセンターの救命救急センターの運営に対する支援につきましては、今のところ考えておりません。

次に、教育委員会制度の改編についてお答え申し上げます。教育再生実行会議の提言では、地方教育行政に関して、権限と責任の所在が不明確である、教育委員会の審議等が形骸化している、迅速さ、機動性に欠けるなどと指摘がなされており、この教育再生実行会議の提言を受け、現在、文部科学省が中央教育審議会に、教育委員会制度について諮問しているところでございます。

現行の教育委員会制度は、昭和31年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて運営されております。この教育委員会制度は、学識経験者である5人の非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、基本方針を決定し、それを教育行政の専門である教育長が執行する行政委員会でございます。

現在、教育長は教育委員会の委員である者のうちから教育委員会が任命することとなっております。中央教育審議会では、議員のご指摘のとおり2つの案が出されております。A案は、首長が執行機関として教育長を首長の補佐機関とするとともに、首長が教育長を任命するという案でございます。この案は、首長の考えが直接教育を左右し、首長の教育現場への介入が強

まる懸念があるとも言われております。

もう一つのB案は、教育委員会を執行機関とし、首長が教育長を任命するなど、首長の権限を強化する案でございます。この案は、制度がますますわかりにくくなるとも言われております。

いずれにいたしましても、教育の政治的な中立の確保や、教育の継続性・安定性の確保が議論の焦点ともなっていることから、市といたしましては、教育委員会の制度改革につきまして、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育長の考え方につきましては、教育長から答弁いたさせます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） 藤本議員の教育委員会制度の改編についてお答えいたします。

教育委員会といたしまして、教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要であると考えます。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保すること、また、義務教育については、一貫した方針のもとで安定的に行われることが必要であると考えます。

このような点から、A案、B案ともに課題があるとされ、現在、中央教育審議会で審議中であります。したがって、教育委員会といたしましても、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） では、最初の消費税について伺ます。市長は社会保障財源確保のためということで、消費税増税やむなしというニュアンスの答弁をされましたけれども、既に1997年の消費税が3%から現在の5%に引き上げられたときを振り返りますと、1996年、その前年の年収から3年後、1999年の消費税が施行されて2年後の年収との比較ですけれども、確かに消費税分は5兆4,000億円年収が上がりました。消費税の目的として、それを福祉に使うとかという目的に賄う財源は上がったのですが、一方で、所得税なり法人税なり、他の税が11兆4,000億円下がりまして、最終的に6兆円財源が全体としては低下したというのが歴史の事実でありますし、そのときには一般の労働者の賃金も年々上がっていく、そして景気も上向いている、そういうときに3%から5%に引き上げて、底が抜けてそういうふうにならざる低迷状態が続くきっかけになったわけです。ですから、市長がおっしゃる社会保障の財源の確保ということにもならないというのが、来年4月から行われようとしている消費税増税ではないかと思うのです。そういう点では、大変大きな懸念があるわけで、消費税を必要と思われる方々の中にも、来年4月に増税するのは、もっと慎重に、先に延ばしたほうが良いというふうにおっしゃる方々も出ているわけなので、そういう点でおっしゃられた財源確保にならないのではないかとこのように私は思いますけれども、改めて市長、あえて財源確保になるとお考えなのではないでしょうか、お答え願います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） お答え申し上げますけれども、消費税につきましては、私の答弁は消費税が安いとか悪いとか、そういうようなお話ではなくて、もう既に平成24年8月1日に法律が成立し

て、今年の10月1日に来年4月1日より5%から8%に引き上げるというようなことが既に決定をされておりますので、それが厳然とそういうことで消費税が上がるということでございます。そこにおいては、私のほうで消費税がいい、賛成だとか、そういうような判断はこれの中ではいたしておりません。しかしながら、消費税の議論を巡る内容につきましては、藤本議員もご存じで、藤本議員の方ではいろいろ考えがあると思いますが、社会保障費が毎年どんどん上がってきているというような状況の中で、この社会保障に対して、消費税を充てるとというような議論のもとに5%から8%、さらに再来年に10%というようなことが既に決められております。法律通っております。ということでございますので、それがそうではないんだとかというような議論は、ちょっと私のほうでは判断いたしかねます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） もう決まっているとおっしゃられたのですが、日本共産党は国会におきまして、増税を中止する法案を他の政党に呼びかけて、今提出しようという呼びかけを行っているところであります。ただ、予算を伴う議案ですので、日本共産党単独では提案できない、人数が足りませんのでできませんけれども、他の野党に呼びかけたりしているところです。ですから、消費税増税の時期を別の法に定める時期というふうに改正するだけ、その時期を、ほかの法律で定める時期という、そういう法案を出そうということなんですけれども、その法案が国会で多数によって可決されれば、消費税は4月1日から上げないという方向がとれるわけですので、そういった道を進もうという呼びかけをしているところなんです。決まったようにおっしゃるのですが、私はこの消費税増税の影響というのは、勝浦市民にとっても甚大な影響を受けるわけですので、市長としては、もう決まったことだからしょうがないという、そういう立場ではなく、4月からの増税をしないで済む道を、我が党は我が党で提案はしておりますが、ぜひそういうところで一緒に歩める方向があるのではないかと思います。勝浦市民の立場に立てば、決して4月からの増税をやるべきではないと思いますので、申し上げているわけです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ご質問のお話は、消費税のようなものにつきましては、国民の代表である国会のほうで今議論しているわけございまして、消費税をいいとか悪いとかという議論を地方議会の中で審議するというのは、余り適当ではないのではないかと思います。それは、当然勝浦市民も国民ですから、やはり国民の代表である国会議員の国のほうでその法律をどうこうするという議論をされているわけでございますので、藤本議員の関係する党のほうでも一生懸命やっただいて、その消費税を上げるのがふさわしくないということであれば、それはそういう形で一生懸命国会のほうで活動されるのが一番よろしいのではないかと。これを地方議会でもいいとか悪いとか議論するのは、余り適当ではないと、私は思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 市長のご意見はわかりましたが、勝浦市民の生活に直接の大きな影響を与えること、これは次の社会保障についてもそうなんですけど、こういうことで市民の生活、そして暮らしは大きな影響を受けることなので、それに対する勝浦市として地方の施政をどう行っていくかと、今度の予算について質問をしているわけなんですけど、それと直結するからこそ、こういう国の大きな動向についてご質問して、それに対して市長の姿勢を問うているわけ

です。次の社会保障の解体という動きに対しましても、市長は見守るとおっしゃられましたけども、9月の議会のときにも介護保険につきまして、突っ込んだ質問をさせていただきましたけれども、介護保険、その後いろいろ変更もありましたけど、やはり中心であるところのホームヘルプサービスとデイサービスは、市町村に丸投げするというのが国の方向として、今なお変わっておりません。一番大きな利用があったのが、その2つのホームヘルプサービスとデイサービスですが、これが勝浦市、たくさんの方々が利用されておるサービスですけど、市町村に丸投げされてやっていけるのかどうか、大変なことになると思うのです。そういうところに懸念を表明すべきではないかというのが私の問いかけなんです。それをいろいろ法律に基づいて国が具体化を図っているだと、それを見守りたいという表明だったのですが、そこは甚大な影響が一つ一つ出てくるのがわかっている。あるいは来年の4月から実行されようかという、70歳から74歳までの医療費の2割の負担ですよ。今1割の負担が倍加しますけども、そういうことをとっても、大変大きな影響が勝浦市民に覆いかぶさってくるわけなので、そこに対して見守るという立場ではなくて、懸念があるなという表明は最低いただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 制度設計とか、そこら辺につきましてはちょっとわからない部分もあるんですけども、いずれにしましても何か市民に影響する。それから地方に負担が及ぶとかいうような場合は、一般的には地方6団体というのがありまして、これは知事会から始まり、市長会、町村会、いろいろありまして、我々は市長会の中でいろいろ議論されます。したがって、こういう制度設計についていろいろな疑念なり、いろんな問題がある場合には、市長会から国のほうへいろいろ要望を上げるとか、それからまた、今、地方6団体と国との協議の場というのが法的に担保されている制度がありますので、そういうルートを使って、国のほうへいろいろ意見を通じる、こういうようなところでやっていければ一番いいのではないかなと思っております。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） そうであれば、その場でぜひ介護保険については非常に大きな懸念があるということを猿田市長自身が表明していただいて、全国市長会なりがそのような意向におおむねまとまる懸念があちこちから出ているわけですので、ぜひその先頭に立っていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 何か不都合があれば、私のほうは意見を申し上げます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 介護保険につきましては、前回の質問に引き続いておりますけれども、大きな懸念があるわけですので、そのことについてはぜひそういった場に反映していただきたいと思います。

続いての質問ですけども、水道料金につきましては、現在水道料金と国保税、両方でそれぞれ引き下げが難しいというご答弁を第1回目でもいただいているんですが、それぞれ単独の会計の中でやり繰りして引き下げというのは確かに難しいと思うんです。必要なことは、一般会計から法定外の繰り入れを行って、そして、それぞれの市民負担を軽減する、そういう道を選

ぶということになるわけですが、両方の水道及び国保税への一般会計からの法定外繰り入れがいずれもされていない自治体が、房総、内房の近隣の市町村でどこがあるのかを担当課長から教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えをいたします。大変申しわけありませんが、私のほうではどの団体が出している、出していないかについては把握はしておりませんが、基本的にそれぞれの団体、財政事情、施策、それぞれ違いますので、ほかが出しているから出しているというものと、もしくはほかに合わせて出さなければいけないもの、それぞれそれは施策体系によっていろいろ考えがあるだろうということでは考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。今、ご質問ですけれども、近隣の市町村での一般会計からの法定外繰り入れを行っていない自治体はどこかというご質問でございますけれども、一応、長生、夷隅、安房郡内におきまして、24年度決算で申し上げますと、法定外繰り入れを行わなかった市町村につきましては、長生郡内では茂原市、白子町、睦沢町、一宮町、長南町、長生村でございます。夷隅郡では御宿町と本市勝浦市でございます。また、安房郡では鴨川市のみでございます。3郡市15自治体のうち9自治体が法定外繰り入れを24年度におきましては、行っておりませんでした。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） それは国保税についての法定外繰り入れだと思うのですが、今上げられた自治体のうち、水道料金への法定外繰り入れをやっていなかった自治体はどうでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。近隣の市町村、夷隅郡、安房郡内で、県の高料金対策補助金イコール一般会計の高料金対策の繰入金を受けていない自治体は、勝浦市と鴨川市だけでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 長生郡を入れたらどうなんですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） 失礼いたしました。近隣、長生郡、夷隅郡、安房郡の中で交付を受けていないのは、鴨川市と勝浦市だと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市と鴨川市だけが水道料金と国保税に対する、ともに法定外の繰り入れを行ってこなかったということがわかりました。24年度決算について。さらに勝浦市と鴨川市の水道料金についてお伺いしたいんですけど、勝浦市の水道料金は20立方メートルで県下一高いわけですが、鴨川市はどのくらい高い数字になるのでしょうか。県下では何位ぐらいですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。水道料金の鴨川市との比較でございますが、平成25年4月1日現在の家庭用1カ月当たり20立方使用した場合の税込みの料金でございますが、勝浦市は5,145円でございます。県内の順位は高いほうの最上位でございます。鴨川市は4,357円で、県内の順位は高いほうから8番目となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市が鴨川市に比べて高い要因なんですけど、どんな要因が考えられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。水道料金の鴨川市との比較といいますか、差ということでございますが、経営状況につきまして、鴨川市の状況と勝浦市の状況を比較いたしますと、24年度決算の給水人口や主要施設の保有状況を比較いたしますと、勝浦市の給水人口は約1万9,600人、有収水量が約239万3,000立方メートルであります。鴨川市の給水人口は約3万5,000人、有収水量が約452万2,000立方メートルであります。給水人口1人当たりの有収水量、お金になった水道の使用料であります。勝浦市は1人当たり121.7立方メートル、鴨川市は129.4立方メートル、鴨川市のほうが7.7立方メートル多くなっております。これはホテル、旅館等の宿泊施設、レジャー施設や大型量販店等の店舗数の違いから、集客数の差によるものではないかと考えております。

また、浄水場の保有数は、勝浦市が5施設、鴨川市が7施設であり、それぞれ休止している施設が2カ所ずつございますが、年間総給水量と浄水場の施設数の割合からいたしますと、勝浦市のほうは若干施設数が多いように思われます。

以上のように、今後の資本投資に必要な補填財源の見込みと、それを生み出す営業収益等の見通しを考慮いたしまして、それぞれの事業体が料金設定を考えているものと思われま。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 鴨川市と勝浦市、単純にはなかなかどっちがどうでという比較にはなじまないのかもしれませんが、一つ有収率という点で大きな差があるのではないかなと思うのですが、そのことについては、こういう料金の違いの大きな要因にはなっていないのでしょうか。それを確認したいのですが。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えをいたします。24年度決算の有収率ということでございますが、勝浦市の有収率は24年度で76.7%です。鴨川市の有収率は81.7%です。この率の違いが効率的な料金収入の差には多少影響はあるものと思われま。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 勝浦市の場合、4分の1の水が結局お金にならないまま漏れてしまっているといいますか、そういった状況にあるんだろうと思うのですが、こういった点が料金に反映して、結局、施設の老朽化等々によって、こういった有収率の低い状況が直ちにはなかなか改善できない状況があつて、それが料金にもはね返ってきているという実情なんだろうと思うのです。そういう点で、国保税についてやりたいんですが、時間も限りがありますので、水道料金については突っ込んで伺いたんですが、今、受益者に応分の負担をしてもらうという考え方を市長は常々おっしゃられるのですが、水道料金が今の場合、利用されている市民が、利用できない水の分までも負担しているというのが今の実態ではないかなと思うのです。そういう点では、一般会計からの法定外の繰り出しをして、そういった施設の老朽化に対しても市の一般会計から十分な財源を供給して、市の料金の低減を図っていくというのが、市民全体の利

益にかなうのではないかと思います。そういう点からも、ぜひともやるべきだし、今鴨川市と勝浦市だけがやっていないということが明らかになったわけです。水道と国保、両方ともやっていない自治体は、そういう点、やっていないほうが目立つとか、何でやっていないんだということだと思えます。当たり前に行われていることを、なぜ勝浦市はやらないんでしょうか、ぜひ率直にやっていただきたいと思いますので、考えを改めていただけないかと思いますが、いかがですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、有収率の話もありましたけども、次の実施計画などでも、まず水道未普及地域、これを解消しようという事業と、老朽管の更新事業、こういうようなものもやりまして、老朽管などもかえて、有収率を上げようというような事業もやっております。

それから、一般会計から繰り出しといいますか、なぜかということで、それはほかではいろいろな事情でやっております。県のほうの水道の高料金対策という、それがいろいろ県のほうからも補助を受けられるということでやっているとありますし、それは私はそれぞれの団体のほうの判断というのがあろうかと思います。翻って勝浦を見ますと、施策のいろんな優先的な順位を考えたときに、水道のほうの繰り出しで難しいというのがまず一つあります。では、幾ら繰り出せばどのくらい水道料金が下がるのかと言っても、相当の繰り出しをやらなければ、例えば1,000万円なんかではとって下りません。相当の繰り出しを、1回繰り出しすれば、これからある意味では半義務的な経費にもつながるということで、これは相当の額を、県のほうの高料金対策受けるにしても、毎年相当の額を出さなければいけないというのが判断の1つ。

もう一つは、今県のほうで、いわゆる県営水道と、我々のような事業体、県の水道事業体の用水供給の統合をやろうと、今一生懸命やっています。県水がものすごく安いわけです、ご案内のとおり。こういう中で、用水の供給統合をすれば、水道料金が各我々のほうで行っている水道事業体の料金も下がってくるというようなことで、そういう方向で、これは数年前からやっております。現実的には県水というのは、千葉市の政令市でさえも全部県水の適用を受けているんです。土気地区は除きますけれども。それから船橋市、市川市、こういうところも全部県水の安い供給の恩恵を受けている。片やこちらから九十九里水道企業団から、我々のほうの広域水道企業団まで、こちら辺の事業体がいろいろな施設整備とかそういうもので図って料金が安いわけです。今この水道の用水供給の一元化を図れば、水道料金は県水が上がり、我々は下がるというようなこともありまして、そういうような判断も頭の隅っこのほうで考えながらやっていきたいというふうに考えます。

いずれにしても、政策のプライオリティーからすると、今直ちに水道への繰り出しはちょっと難しいというふうに思っております。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 市長、今そういうふうにおっしゃいますけども、平成23年3月定例会で、当時児安議員が山口前市長に対してこの問題で質問して、山口前市長から検討するという回答をいただいて、その後を受けて猿田市長に私が23年9月定例会で水道料金の引き下げ、検討をいつまでにやるのかと言って、12月までに検討したいというお答えいただいたわけなんです。12月議会では、同僚の鈴木克己議員も同じく質問されて、前々回鈴木議員は再度そのことを質問

されていましたが、経過としては初めて持ち出していることではないんです。そして、そのとき検討するというお答えをいただいたというのは、非常に大きなことだと思うのです。結局、それで検討した結果、一体どうなったのか、どういう判断になったのかというのは、今の判断なんでしょうか。改めて、あのときのお答えというのは何だったのか、そして、そのお答えの何をどう検討して、どういう判断に至ったのかというのをもう一回振り返っていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私も過去に答弁いたしたときに、これが繰り出しをしようと思えば、お金があればできます。ただ、今の状況がなかなか厳しいので、財政課ともよく相談をして、それで判断をしますよというような意味の検討でございまして、今まだその検討の結果、そこら辺の繰り出しに至るということはまだ至っていないということです。全く未来永劫出さないということではありません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 未来永劫出さないというふうに聞けなくもないんですけれども、猿田市長は任期があと1年と少しおありになりますけれども、この任期中、あるいはまたさらに再度2期目の市長としてやっていきたいという意向であるとすれば、市長として在任期間中に本当にやるということもあるという、何がどういう条件ならばやるということになるんですか。本当にやる気があるとお考えなのかどうかを確かめたいので、あえて聞いているんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 午後2時15分まで休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほど来、いろいろやりとりの中でお答え申し上げますけれども、これにつきましては財政的な余裕度といいますか、そういうものからして、今現在繰り出しをするという段階を今のところでは考えていない、できないというふうなことでございます。

ちなみに私もいつも県下、全国でも一番高いんじゃないかといつも言われますが、全国ではこの料金は上から80番目です。全国的に見ますと80番目。県下で、先ほど来言っている20立方メートル、これについては一番高いです。10立方メートルで考えますと、県下で3番目、こういう状況になっています。

私も、何で勝浦市がこう高いのかというようなことで、過去に老朽化した石綿管の事故があったというようなこともありますけれども、勝浦の場合は昔から観光客が夏の間は相当来まして、水道の基準が7,500立方から、夏の間は1万2,000立方ということで、すごく需要が多いということで、水道の施設整備を高いところに設定しているというようなことから、非常に高いというのが原因であります。ということで、またもとに戻りますが、最終的な結論は、今の段階ではちょっと繰り出しをやれるという状況ではないということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 時間も限られておりますので、次に移ります。防災・減災につきましては、端的にお答えいただきたいのですけれども、学校以外の公共施設、興津公民館につきましては建てかえるということを伺っていますけれども、その他の公共施設については、全体に耐震性が把握されているのでしょうか、いないのでしょうか。把握されているのが興津公民館であったり、幾つかであったとすれば、どこが耐震性が弱いという対象で、どういう対策を考えているか、把握できていないのはどの点にあるのかというのをご回答いただきたいのと、自主防災組織につきまして、吉尾でできて、続いて串浜、松部でつくられつつあるということなんですけれども、3.11からも2年ちょっと経過いたしまして、これからなおさら結成していくのは、だんだん難しくなっていくんだと思うんですけれども、自主防災組織の位置づけなんです、これは全域にあるべきものではないかと思うのです。ところが、非常に限られた地域にしかできていない。この現状をあればいいという程度の位置づけではないと思うのです。ですから、目標と計画がこれには必要なんじゃないか。そして、これからはますますつくることが、震災直後の記憶が生々しいときからどんどん時間がたっていくわけですから、非常に努力が求められると思うのです。具体的に区ごとに、この区はどういうふうにしてつくっていくかという区ごとの対策や、学ぶということは非常に大事だと思うのですが、学ぶことを通じて、役員の皆さんを中心としながら機運を上げていきながら結成するという運びが必要なんじゃないかと思いますので、目標と計画というのがこれには欠かせないのではないかと思うのですが、その点、2つ合わせてご答弁いただきたい。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。まず1点目の公共施設の耐震性でございますけれども、建築基準法が56年に改正になりまして、それ以前にできた建物は、全て耐震性については耐震診断を行う必要があるということでございます。現在、いろんな施設につきましても、必要に応じて、特に今優先的にやっているのが学校の体育館だとか、避難所として使うものにつきましては耐震診断を行っているというところでございます。今後、そういうものにつきましても、必要に応じて耐震診断をする必要があるのかなと思っております。

2点目の串浜、松部等の自主防災組織の関係でございますけれども、海側に勝浦、興津地区で16区ございまして、現在のところ、まだ半分にも満たないということで、串浜、松部と、今年設立しました吉尾、これが設立をされますと、ちょうど半分の、海側では8つの区が自主防災組織が設立をされる方向で今進めております。

防災担当のほうからしますと、特に海側の区なんですけれども、16区全てに自主防災組織をつくらせたいというふうに思っております、今年の7月29日に11月4日の津波の防災訓練のときにも、訓練の協力と合わせて、海側の区のほうで自主防災組織をぜひつくっていただきたいということで、お願いをしているところでございます。

また、先ほど津波の3.11をどう学んで、今後そういうものを生かすのかというお話でございますけど、3.11の後に市政協力員、区長方が視察をし、また、DVDを各区に配布してございます。こういうものを有効に使って各区でもそういう防災意識の高揚をお願いをしたいと思っておりますし、また、そういうものを今後呼びかけてまいりたいと思います。

それから、最近、防災講話という形で、4月1日に防災管理監が採用になりまして、これまでに4つの学校で津波も含めて防災講話を行っております。また、部原区、あるいは松部区の

方に行って、防災講話を行っております。この際にはパソコンを持って津波の惨状等を見ただきながら、講話を行っておる。こういうものも区から呼ばれるということではなくて、こちらの方から積極的にこういうものがありますので使っていただきたいというような周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） いろいろ啓発に活用させていただいているようです。大いにそういうものをたくさん集めていただいて、学校でも子どもたちに見せていただくにふさわしいものが、特に「釜石の奇跡」ということで、短時間のものが気象庁から出ているようですし、大いにそういうものを活用していただきたいなと思います。

続いて、災害時要援護者への避難支援プランについてなんですけども、これがおっしゃるように9月と10月にそれぞれ市政協力員と民生委員に配られたということなんです。市政協力員の方から、実はそれをほかの人に見せられないのではないかとということで、自分の机とか、しまっておくんだということなんです。どうやって使ったらいいのか、活用したらいいのかということで、ちょっと戸惑っておられたわけですが、これは区に2人とか3人とかと、民生委員と市政協力員にしか行き渡っていないとすると、相談するにも相談する相手がないわけなんです。そういう点では、区の役員が、例えば市政協力員の方がそれを開いて役員同士で見て相談できるような扱いが許されているのかどうか。個人情報保護の点があると思いますが、それをすごく重く受けとめていらっしゃる市政協力員の方がいらっしゃいますので、どういう範囲で区の中などでプランを实际開いて、これだったらまだ不十分だよねとか、これなら大丈夫だよねというふうに判断ができる。相談ができる場に出せるのかどうか、それを確認させていただきたいのと、訓練について答弁の中でおっしゃいましたが、訓練は私も大事だと思うのですが、11月4日の訓練では、具体的にはこの訓練、できてなかったと思うのです。実際やろうとしても、非常に多岐にわたるもの、要援護者、全体が何人で、支援者が何人いらっしゃるのか、総数を教えていただきたいのですけども、その一つ一つが、100あれば100通り違うんじゃないかと思うのです。そういう点では訓練というのは100通りの訓練やらないと、本当にできないようなことになるような気がするんです。ただ、訓練は非常に大事なもので、実際どういうふうに訓練していくのか。これだけで独立した訓練をしないと、課題の発見というのはできないんじゃないかと思うのです。そういう点では、どういう訓練をしていくのか、これは知恵の出どころじゃないかと思いますが、どんなふうに考えておられるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えをいたします。今回、市政協力員方には9月に配付したということでございますが、その際、名簿と、地区によりまして、地域で把握している情報確認、あるいは地区の部長などとの情報の共有を図るようということで、本人だけが名簿を見てどうだということではなくて、その辺は共有を図ってくださいと。ただし、個人情報ですので、取り扱いには十分注意していただきたいということで、私と係長で個々に回ってお話をさせていただいたところでございます。

2番目の登録者でございますけども、今回、65歳以上でひとり暮らしの高齢者のみの世帯とか、要介護3以上の認定を受けている方とか、身体障害者手帳を持っている方とか、そういう

方々を対象に5,002人に申請書を送りました。そして、この情報について提供するのを同意した方の人数ですけれども、申請した方が1,312人ということになっております。

今後の訓練ということでございますけども、これは当然、今後の活用方法ということになるかと思っておりますけども、これが一番のどううまく活用できるかが課題と言えらると思っております。そういう中で、今回の防災訓練におきましては、実際、どこに、どういうふうに住んでいるのか、それぞれ洗い出しをしていただいた上で、まずはその地区の一番重要なのが、地域で平時、個別の情報の把握とか、近隣への協力依頼とか、いろいろ区長方、あるいは民生委員方、日ごろ災害時に備えていただくということが大事なのかなというふうに考えております。そして、訓練を通じて、実際のシミュレーションといたしましては、どうしたらそういう援護を要する方々を避難誘導できるのか、今後避難場所でどういうふうに住んで、支援していったらいいのか、そういうふうに住んで行政とともに考えていければと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 支援者の数というのはわかりますでしょうか。1,312人の要援護者の登録があつて、その人たちを支援する側にどれぐらい今登録がきているのかという総数なんですけど。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。支援者ということでございますが、避難支援プラン、いわゆる個別計画におきまして、それぞれ個々の表の中に緊急時の家族等の連絡先とか、どこへ緊急時には連絡したらいいのかということとか、避難支援者の区分がございます。そういうものは個々に違つておまして、一つ一つは、申しわけありませんけど、それは集計をしておりません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 集計しなければわかりませんので、いいんですが、今スタート台ができた段階だろうと思うのです。そして、市政協力員の方や民生委員にその名簿が渡されて、それを見て、この人にどうやって支援できるのだろうか、支援できそうな人と、これで大丈夫かしらという方とかいろいろある状況だろうと思うのです。そこで、先ほどおっしゃったように、市政協力員の方1人だけしかこれが見れないのではなくて、ほかの役員の方とも情報を共有して相談ができると、そういうふうに住んでいらっしゃらない方が現にいましたので、ぜひそこはもう一度徹底していただきたいと思うのですけど、そういうことで、大いに支援者を、この方が支援したら絶対できるのではないかと、つけ加えたほうがいいよねという、そういう相談の場が広がっていかないと、これは生きていけないんじゃないかと思うのです。そういう点で、今はスタート台ができて、これを使って充実し、そして訓練をしながら、さらなる課題を発見して、充実させていくというスタート台ができたということだろうと思うのです。そういう点で、今後の具体化というか、取り扱いというか、これを生かす活用の方をぜひ推進していただきたいと思つた。

次に、生活保護と扶養義務の強制について伺いたいんですけども、誤認があるということで訂正をしたということなんですけども、どういう誤認が想定されるということで訂正をされたんでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。以前の文書によりますと、この保護に当たつて

は、民法に定める扶養義務者の扶養援助を優先的に受けることが前提となっておりますというふうな形を、前提ではないということで、そういった見解が国のほうから示されまして、そこを今回、生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされておりますというふうな形に改めるよう指示がございましたので、そういう形にしたところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） おっしゃるとおり、生活保護は扶養援助されていることが前提になっておりませんし、それが要件にはなっておりませんので、扶養が一切、どこからも援助を受けていない方が生活保護に該当するというのは、生活保護法の本意なわけですね。だから、生活保護費は援助や扶養があった場合、それを優先して生活費に充てて、保護費がその足りない分をさらに補うんだという、そういう意味の優先ですから、ここで書かれていた扶養が前提だというのは、それをひっくり返すような誤認を与えるという意味ですね。

続いて、あわせて送られた扶養届出書なんですけども、長野県ではお姉さんのところに届いて、お姉さんは自分のことを書くならともかく、自分の旦那と子どもたちの収入まで書くというのがためらわれて、弟にそんなのするなということで申請をあきらめさせたという結果が起こっているんですけども、扶養義務者の範囲というのは限られているのではないのでしょうか。この扶養届出書では、家族全員書くようになっておりますよね。扶養義務者の範囲を超える場合が多々出てくるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。扶養届におきます記載すべき調査内容、あるいは項目につきましては、当然国の通知で示されたものであるということ。それと扶養義務者のみの照会では、当該扶養義務者の生活実態が把握できないこと。そして、世帯単位で捉えまして判断すべきであるということで、世帯として必要と考えております。

また、例えば住宅ローンなどがあるかどうかとか、扶養義務者の収入に対しまして、負債がどの程度あり、それが扶養の可能性の可否を正確に判断するためには、当然、家族構成とか、そういった形での収入及び負債等をきちんと報告していただいて、その根拠となる書類を添付していただいた上で、正確に可否の判断をするということで、必要であるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今、国会に出しております改悪案、生活保護法の改悪案ですけども、これは一層扶養義務について調査を強化するという法律内容にもなっているわけです。ところが、現にこれだけの調査が既に行われておって、さらなる調査をするとなると、強化をするとなると、例えば今申請者本人の銀行口座だとかそういうのを調査する承諾書をもらっていますよね。そういったことも含めて、扶養義務者の務めている会社に直接市役所の方が調査するとか、そういったことにも今後なりかねないんじゃないかと思うのです。今でさえ、こんなふうな調査をやって、給与明細書とか源泉徴収票の添付まで求めているということなんですけど、扶養義務者以外の方々についても、子どもであったり旦那であったり、それは今の制度の中では、制度の枠を超えちゃっているのではないかと。むしろ今国会に出されている法建の先取りが現にここでやられているんじゃないかと思うんですけど、違いますでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。現在国会に出されております改正法、それを先取りということでございますが、決してそうではございません。今までにつきましても国のそういった制度に基づいた指導指示のもとに、こういった書類等の送付をしているわけでございますので、その辺はないというふうに考えておりますけれども、生活保護につきましては、本当に支援が必要な人のために支援するものというふうに捉えておりまして、そのためには法律、国の規則に則りまして、収入等をきちんと正確に調査をいたし、その上で可否を決定するという流れというのは正しいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 去年の10月1日からこの決定に従って25件の申請を受け付けたということなんですけど、25件のうち、このことが原因で取り下げはなかったということなんですけども、25件の中で扶養義務者に対して働きかけがこのような形でされたと思うのです。そして、扶養義務者がくり返し市から、もっと出せないですかという働きかけを受けて、じゃあ1万出しますとか、2万円出しますとか、そういう格好で申請の取り下げこそしないけれども、扶養義務を強制されたという事例がないのかどうかなんです。25件の中で。それについて、文書自体が、扶養を行うことが前提だという文書があって、そして送りつけられて、事細かに収入状態を書きなさいとなっているということですから、明らかに扶養義務が強制される客観的な材料ばかりなんです。そういうことで申請25件で、実際中身は適切に対処されているのか、無理な強制がなかったのかどうか、改めて検証する必要があるんじゃないでしょうか。これから文書を改めて、今後の申請については訂正したものを発行しますというだけでは済まないように思うのですが、これまでの25件について一つ一つ再検証するというのは必要なことではないでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。25件ありましたということなんですけども、その中で内訳を申しますと、就職による取り下げというのが1件ありました。そして、預貯金等による収入認定がありましたので、それで却下が5件、残り19件につきましては生活保護決定ということになっておりますので、その文書をもって取り下げ却下したということでは捉えておりませんので、それで今まで出した文書については特に問題がないというふうに解釈しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 19件の決定のうち、援助するという方々が相当数あるんだろうと思うのですけども、その援助の中身が強制によって行われたということがないのかどうかということなんです。1件も絶対ないと言い切れるのかどうかということを今問うているんですけれども。扶養ないしは援助という場合に、自分の生活を基本的に成り立たせた上でということになっていますよね。自分の生活を、それこそ共倒れになってもいいから援助しなさいということではないわけですね。その点まで丁寧に説明されているとは思えないので、本当に事細かな資産調査をやって、もっと援助できるのじゃないかということを、その材料だけを把握して、それによって働きかけるということに使われているのじゃないかと思っておりますので、そんなことは絶対ないと、もっと丁寧な説明をした上でそれぞれの援助を決めているんだということなのかどうかということをお尋ねしておりますので、改めて1件1件見直してみる必要はあるんじゃない

いでしょうか。本当に見直さないでいいと断言できるのでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。扶養調査に基づいた決定ということでございまして、扶養届書をごらんいただければわかるんですけども、その内容に、精神的な支援ができますか、あるいは金銭的な援助についてできますか、私の世帯について記入してくださいというような形で、選択して、精神的なものはできます。あるいは金銭的にはできないけど、心の支えになりますというふうな形で、届出書には記載されておりますので、単に強制しようとして、文書が出ているとか、そういうことではなくて、その結果によって決定しておりますので、それを改めて検証しながら、現在決定しておりますので、そういう強制的なものというのは当然ないというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） わかりました。平行線なので、いま一度見直していただきたいと思います。

東千葉メディカルセンターについては、県立東金病院を引き継いだ病院が東金と九十九里によってつくられるということで、ここの救命救急センターが第3次救急をやるからといって、これを利用する市町村に全て財政負担を求めるとするのは、本当に筋違いだと思うのです。やはり県が第3次救急の整備についても県が責任を持つことですし、この財政支援等をそれぞれ医療圏の郡市に要請するというのは本当に筋違いだと思います。そういった点を踏まえての、そういった意味合いでの財政支援に対しては応えていかないということだと思うのですが、改めてその点、これは県の責任をどのように考えておられるのかということについて、私は県が責任を負うべき筋合いのものだと思うのですが、いかがお考えかをお伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。今回は、説明会の中でいろいろ質疑応答ありまして、これは県がやるべきではないかという話も当然出てきたわけですが、先ほど答弁の中でもございますが、1医療圏だけの問題ではないということ、また、ほかの病院関係に対して今まで助成といいますか、そのような支援をしていないこと等、総合的に勘案しまして、そういう結論に達したものと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 最後の教育委員会制度の改編につきましては、それぞれ市長及び教育長が現在の案についての問題点を指摘されましたけれども、問題点、非常に重要な点を指摘されておられると思いますので、今後も引き続いてそういう点からご判断をしていただけますようお願いを申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明12月5日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後2時47分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問